

(白川漁協問題)

白川漁協の問題についてお尋ねします。2015 年 6 月議会でも私は一般質問で取り上げ、県の指導責任をただしました。しかし残念ながら、白川漁協の運営をめぐる対立と混乱は依然として続いています。

2016 年 8 月、白川漁協臨時総会が開催されました。ここで定款の一部変更について四項目提案され、可決承認されております。議事録にも明記されております。この議決を受けて県に認可を申請されたのは翌 2017 年 3 月 23 日、約 7 カ月も経過してからのことでもあります。そのわずか 5 日後には、異例のスピードで知事名での認可が出されております。ところが、県が認可したのは、4 項目のうちの 2 項目であって、残り 2 項目については定款本文の変更がされておらず認可していない、とのことでもあります。しかしながら、正式に成立している臨時総会において賛成多数で意思決定されていることは、覆しようのない事実であります。なぜいまだに棚上げされているのでしょうか。定款本文の変更が行われていないという、いわば形式上のミスがあったというのなら、そもそも県が適切に指導して是正させれば何の問題もなく片付いたはずであります。臨時総会で可決承認されたことが棚上げされている異常事態について、県の指導上の問題はなかったのでしょうか。ご答弁願います。

次に、2016 年 11 月 30 日に開催されるはずであった資格審査委員会の問題であります。これが定款に違反して翌 2017 年 1 月 27 日開催へと、約 2 カ月先延ばしされました。なぜ延期されたのか。県や関係者の話を総合すると、資格審査委員会開催のためには事前に公告しなければならない規定になっているが、それがなされていなかった、だから日程を変更し、改めて公告をして開催された、とのことでもあります。しかし、公告がされていないということが、少なくとも開催予定日の 8 日前には明らかになっております。実際、11 月 22 日には資格審査委員会の広告がなされています。定款どおり、資格審査委員会が 11 月 30 日開催されることに何の問題もなかったはずであります。

県は、公告がなされていないことは指摘したけれども、資格審査委員会の日程が変更されたことについては承知していないとのことではありましたが、これは重大問題であります。そもそも資格審査の目的は、漁協運営から漁業活動の活発でないものの関与を排除し、正組合員の意見や意思が正しく組合運営に反映するためにおこなうものとされており、組合運営の健全性を保つ上で極めて重要であり、それだけに厳正な規則にのっとった運営が求められます。資格審査委員会の日程変更が全理事に通知されず、しかも全組合員に配布されるべき資格審査表も配布されていません。さらに、資格審査委員会の前日に新規組合員 107 名の加入申請があり、これが翌日の資格審査委員会で特例として認められています。こうしたやり方が認められてしまえば、いくらでも意図的に資格審査委員会の日程変更、多数派工作ができるということになってしまうのではないのでしょうか。私は、定款に違反して資格審査委員会の日程を変更したこと自体、認めるべきではないと思いますし、107 名の新規組合員の加入申請は無効であると考えますがいかがでしょうか。

以上、農林水産部長にお尋ねします。

(白川漁協問題・切り返し)

役員選挙規定を廃止し役員選任規定を新設する議案は、定款本文の変更が提案されていなかった。そのことを県が指摘すると、その項目がはずされた申請が出された。だがそれは漁協の判断だとのこと回答でありま

す。また資格審査委員会の開催については、広告が行われていないということを県から指摘した。そうすると日程が変更されたが、だがそれは漁協の判断だ、とのご回答であります。それぞれ重要なタイミングで県の指導が入っておりますが、組合運営の正常化というところまで県が踏み込まず、あとは漁協の判断だと、突き放してしまっているところが、私は県が中立公正な指導を行っていないのではないかと感じるところであります。その結果として、定款変更の問題で言えば、総会で組合の意思として可決承認されたはずのことが棚上げされているという不正常、資格審査委員会で言えば、日程変更する必要がなかったにもかかわらず延期されたという不正常を招いています。こうした事態を正すことも県の重要な指導責任であり、組合まかせという姿勢は正しくないということを強く申し上げたいと思います。